

新型コロナウイルス感染症事例の収束を受け、行田中央総合病院を石井市長が訪問



川島治院長(右)と対談する石井市長

3月15日、新型コロナウイルス感染症事例が発生していました医療法人社団清幸会行田中央総合病院(富士見町2-17-17)が、加須保健所との協議により、院内感染の収束を発表しました。

これを受け、同日、石井市長が同病院を訪問し、現場視察を行いました。その後、川島治院長と対談し、川島院長からは、院内感染発生から収束までの報告、市長をはじめ市民へのお詫び、今後のコロナ対策を徹底した診療体制の説明などの話がありました。石井市長は、慰労の言葉を述べるとともに、これから始まるワクチン予防接種への協力をお願いしました。

各種相談 (4月15日～5月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	4月27日(火)	※予約は4月1日(木)から 午前9時30分～正午	地域活動推進課 (内線252)
		5月13日(木)	※予約は4月15日(木)から 午後1時30分～4時	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	4月19日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	5月12日(火)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部☎564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課(内線383)
税務(予約制)	関東信越税理士 会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	4月20日(火)、5月11日(火)	午後5時15分～7時	水道課☎553-0131

放射線量の測定値

・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル
3月14日(日) 午前9時 0.05マイクロシーベルト(晴れ) 午後3時 0.06マイクロシーベルト(晴れ)

公共下水道の供用開始区域を拡大しました

3月31日から次の供用開始区域を拡大しました。区域の詳細は、下水道課で閲覧できます。

- ▶供用開始区域 元荒川第10処理分区(藤原町1丁目の一部・藤原町2丁目の一部)
- ▶問い合わせ 同課業務担当☎564-0303

ご活用ください スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、(公財)スポーツ安全協会が運営する保険で、スポーツ活動に限らず、文化・ボランティア活動などを行う4人以上の団体が加入することができ、活動中はもちろん、自宅から活動会場までの往復中の事故や賠償責任が生じた事故、突然死葬祭費用も補償対象となります。

申込書は、生涯学習スポーツ課、南河原支所、行田グリーンアリーナ、行田市市民プール、各公民館に置いてありますので、加入されていない団体は、ぜひご検討ください。詳しくは、(公財)スポーツ安全協会埼玉県支部までお問い合わせください。

- ▶問い合わせ (公財)同協会埼玉県支部☎048-779-9580

令和2年度版行田市環境報告書を公表しています

市では環境の現状や環境に関する施策の進捗状況などを整理した「行田市環境報告書」を毎年度作成・公表しています。

このたび、令和元年度の実績をまとめた「令和2年度版行田市環境報告書」を作成しました。次の場所で公表している他、市ホームページでも公開していますので、ぜひご利用ください。

- ▶公表場所 市政情報コーナー、南河原支所、中央公民館および各地域公民館
- ▶問い合わせ 環境課☎556-9530

飼い主のいない猫対策事業を実施しています

市では、公益財団法人どうぶつ基金の協力を得て、飼い主のいない猫対策事業を実施しています。これは、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、殺処分数を減らすとともに、快適な生活環境の促進を図ることを目的とするものです。市は同法人が発行する無料不妊手術チケットの交付窓口となり、市民(個人、ボランティア団体など)に配布し、同法人の協力病院で飼い主のいない猫に不妊手術をしていただき、手術した猫は元の場所に戻します。

なお、無料不妊手術チケットの利用方法は、市ホームページを参照してください。

- ▶問い合わせ 環境課☎556-9530



さしあげます

- ▷整理たんす ▷高齢者用ショッピングカート ▷家庭用湯沸かし器 ▷ドレッサー ▷ホットカーペット ▷食器棚 ▷額 ▷キャスター ▷レンジ台 ▷チャイルドシート ▷鉄鍋 ▷婦人用自転車

ゆずってください

- ▷ミシン ▷圧力鍋 ▷自転車用チャイルドシート ▷炊飯器 ▷マージャンマット ▷ベビーカー

▼問い合わせ 環境課☎556-9530

ご利用ください 電気自動車用急速充電器

市では、電気自動車の普及促進を図るため、公共施設に急速充電器を設置しています。

どなたでも利用できますので、電気自動車やプラグインハイブリッド車をお使いの方は、ぜひご利用ください。

- ▶利用料金 1回当たり500円(30分以内)

▶設置場所および利用時間

【市役所】午前8時30分～午後5時15分(受け付けは午後4時45分まで)

※土・日曜日、祝日および年末年始を除く

【「みらい」】午前8時30分～午後5時15分(受け付けは午後4時45分まで)

※月曜日(祝日の場合は翌日)および年末年始を除く

【行田グリーンアリーナ】午前9時～午後9時(受け付けは午後8時30分まで)

※第2・第4月曜日(祝日の場合は翌日)および年末年始を除く

- ▶その他 新型コロナウイルス感染症の影響で、利用時間が異なる場合があります。

- ▶各施設の連絡先 市役所(財産管理課・内線311)、「みらい」(中央公民館)☎556-2649、行田グリーンアリーナ☎553-3377

- ▶問い合わせ 環境課☎556-9530

ごみの不法投棄は犯罪です

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、不法投棄をした者は、5年以下の懲役または1,000万円(法人は3億円)以下の罰金に処せられます。

ごみ集積所や道路、水路、私有地などへの不法投棄の通報が数多く寄せられています。生活環境や自然環境を守るためにも、不法投棄はやめましょう。

- ▶問い合わせ 環境課☎556-9530

不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で、登録期間は3カ月です。なお、写真がなくても登録はできますが、写真を提供していただける方は、登録受け付けの際、その旨を申し出てください。